

## テレキューブサブスクリプション利用規約

この規約（以下、「本規約」という）は、株式会社ブイキューブ（以下、「当社」という）が提供するテレキューブサブスクリプションサービス（以下、「本サービス」という）の利用条件を定めるものです。本サービスを利用する者（以下、「利用者」という）は本規約に同意するものとします。

### 第1条 本サービス

1. 当社は、当社が所有する個室ブース「テレキューブ」およびそのオプション品を利用者に貸し渡すものとし、利用者はこれを借り受けるものとします（以下、利用者が借り受ける物を「対象物」という）。
2. 対象物の種類、貸出期間、料金等の詳細については、個別の発注書等で定めるものとします。
3. 対象物の設置、撤去、保守対応等、対象物に係る作業については、当社または当社が指定した業者が行うものとします。

### 第2条 規約

1. 本規約は、当社と利用者間の対象物に関する契約（以下、「個別契約」という）に関わる一切に適用されます。利用者は、常に本規約の最新の内容が適用されることを了承し、その内容を遵守するものとします。
2. 本規約と個別契約の取り決めが異なる場合には、個別契約の内容が優先して適用されます。
3. 従量制プランをご利用の場合、【別紙】「従量制プランご提供条件」（以下、「本提供条件」という）が適用されます。本規約と本提供条件の取り決めが異なる場合には、本提供条件の内容が優先して適用されます。
4. 本規約は民法第548条の2が定める定型約款に該当します。当社は、本サービスの提供に必要な範囲において本規約を変更する場合があります。当社は、当社ウェブサイト(<https://jp.vcube.com/terms>)に変更後の規約とその効力発生日を掲載し周知します。

### 第3条 申込み

1. 個別契約は、利用者が当社に所定の発注書を提出またはオンラインフォームから申込みを行い、当社が所定の審査の上、当該申込みを承諾したときに成立します。
2. 当社は、以下のいずれかに該当すると判断した場合には申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 虚偽の事実を申告したとき
  - (2) 対象物の設置が困難であると判断したとき
  - (3) 本規約に違反があるときまたは違反のおそれがあるとき
  - (4) 過去に当社との契約に違反したことがあるとき
  - (5) 信用状況に問題があると判断したとき
  - (6) その他当社が不適格と判断したとき

### 第4条 引渡し

1. 当社は、別途合意した納入日に、対象物を指定の場所（以下、「設置場所」という）に設置した上で、利用者に引渡すものとし、利用者は対象物の設置状況、状態、その他の必要事項（以下、総称して「対象物の品質等」という）を確認の上、これを借り受けるものとします。
2. 対象物の設置については別途見積りを行うものとし、対象物の設置に要する費用は利用者が負担するもの

とします。

3. 利用者は、対象物の納入日から15日以内に対象物の品質等の検査を行うものとします。その結果、対象物が契約内容に適合していることを確認したときは、確認日を記載した受領書面を当社に発行するものとし、これをもって対象物の引渡しが完了します。
4. 対象物の品質等に問題がある場合、利用者は、納入日から15日以内に当社に通知するものとします。当該通知期間内に利用者より何らの通知もなく受領書面の発行をしない場合は、対象物の品質等に問題がないものとして、当該通知期間の最終日の翌日付をもって引渡し完了したとみなします。
5. 前項において、対象物の品質等に問題が発見されたときは、利用者は当社に対し、すみやかに具体的な内容を通知するものとし、その場合、当社は無償で対象物の修補等を行うものとします。
6. 正当な理由がないにもかかわらず、利用者が引渡しに応じない場合、当社は個別契約を解除できるものとし、それにより生じた損害、その他費用を利用者に求償できるものとします。
7. 天災地変、火災、道路交通の遮断などの不可抗力、仕入先の納品の遅れ等の事由により、納入日に対象物を利用者に引渡すことができない状況が生じたときは、当社はその理由を明示し、納入日の変更を請求できるものとします。
8. 対象物で使用する電源コンセント差込口とLANポートは利用者にてご用意いただくものとします。

## 第5条 保守管理

1. 利用者は、「テレキューブご利用ガイド」の内容に従い、対象物を善良なる管理者の注意をもって使用および管理するものとします。
2. 対象物に動作不良、損傷、汚損、性能の欠陥等（以下、総称して「故障等」という）が生じた場合、利用者は、当社の修理受付サイト (<https://telecube-support.vcube.com/hc/ja>) から、その旨を申告するものとします。
3. 対象物に故障等が発生した場合、当社は、利用者との協議の上、対象物の修補、調整、交換等（以下、「保守対応」という）を行うものとします。
4. 保守対応に要する費用は、対象物の故障等が自然故障または経年劣化による場合は当社が負担するものとし、それ以外の当社の責に帰し得ない事由（利用者または第三者の故意、過失を含む）による場合には、利用者が負担するものとします。
5. 利用者は、当社が対象物のメンテナンス、保守対応、または使用状況の検査等をする目的で設置場所に立ち入ることを認めるものとします。立ち入る場合は事前に利用者の許可を得た上で日時等を決定するものとし、利用者は、当社が設置場所に立ち入るために必要な手続きを行うものとします。
6. 利用者は、当社に無断で対象物を移設してはならず、移設を希望する場合は当社にご相談いただくものとします。また、移設する場合は別途移設費用が発生します。

## 第6条 禁止事項

利用者は以下に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 対象物を通常想定される用法を超えて使用する行為
- (2) 対象物を無断で他所へ移動する行為
- (3) 対象物を改造、加工、機能変更する行為
- (4) 対象物に装置、部品、付属品を無断で取り付ける行為
- (5) 対象物の所有者の表示や標識を抹消または取り外す行為

- (6) 対象物を汚損、破損、滅失させる行為
- (7) 対象物付近で火気を使用する行為
- (8) 対象物を定員以上で利用する行為
- (9) 対象物を第三者に転貸、譲渡、担保提供する行為
- (10) 当社または第三者の権利を侵害する行為
- (11) 犯罪行為およびこれに関連する行為
- (12) 法令または公序良俗に違反する行為
- (13) 本規約または個別契約に違反する行為

## 第7条 料金

1. 利用者は、当社が指定する方法に則り、発注書等に記載の利用料を支払うものとします。なお、支払いに必要な手数料は利用者の負担とします。
2. 利用料または他の債務について、支払期日を経過しても支払いをしない場合、利用者は、未払金額について、支払期日の翌日から完済の日まで年利 14. 6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
3. 当社が受領した利用料は、本規約または個別契約に明示的に定める場合を除いて返金いたしません。

## 第8条 保証金

1. 当社は、当社が必要と判断する場合に、利用者に対し保証金の差入れを求める場合があります。
2. 保証金が差し入れられた場合、当社は、利用者が債務の全部または一部の履行を怠ったときは、保証金をその債務の弁済に充当します。
3. 個別契約終了後に対象物が返却されたときは、当社は利用者に対し、利用者に対する一切の債権を控除した保証金の残額を返金します。

## 第9条 解約

1. 個別契約を更新せずに解約する場合は、契約期間満了日の 60 日前（6 か月未満のプランの場合は 30 日前）までに当社に書面で通知するものとします。
2. 前項の期間内に解約の通知がない場合、契約期間満了日の翌日付をもって同条件にて自動的に契約更新されるものとし、以降も同様とします。なお、契約更新後のキャンセルおよびご返金はできません。
3. 契約期間中に対象物を早期返却する場合、対象物の返却日（以下、「早期返却日」という）の 60 日前（6 か月未満のプランの場合は 30 日前）までに当社に書面で通知するものとします。
4. 早期返却をする場合、早期返却日をもって個別契約は解約となります。利用者は、当初の契約期間満了日までの残りの利用料をキャンセル料として一括で支払うものとします。また、すでにお支払い済みの場合でも利用料は返金されません。

## 第10条 対象物の返却

1. 個別契約が終了した場合、利用者は、当社が指定する返却期日までに対象物を当社に返却するものとします。
2. 対象物の引取り方法は双方協議の上、別途見積りを行うものとし、対象物の撤去に要する費用は利用者が負担するものとします。
3. 対象物を指定の返却期日までに返却しない場合、利用者は、月額利用料の 2 倍に当たる金額を遅延損害金

として当社に支払うものとします。

4. 利用者は、返却時に対象物を原状回復する義務を負うものとします。返却された対象物に、設置以後に発生した損傷または汚損（修繕が必要な外観上の傷、壁や床のシミ、ソファのほつれ、インク汚れ等）がある場合には、当社は利用者に対して原状回復にかかる費用を請求できるものとし、利用者はその支払いを免れないものとします。
5. 対象物を早期返却する場合、当社は、早期返却日に応じた対象物の保管費用を請求できるものとし、利用者はそれに従うものとします。

### 第11条 再委託

1. 当社は、本サービスに関する業務の全部または一部を第三者に再委託できるものとします。
2. 再委託を行う場合、当社は、再委託先が本規約の各条項を遵守するよう管理監督するとともに再委託に係る一切の行為について責任を負うものとします。

### 第12条 ロゴ等の使用

当社は、本サービスの提供実績を自己のウェブサイト等で公開するため、利用者の名称・ロゴを使用する場合があります。ただし、事前に利用者より使用不可の申し出があった場合には使用しません。また使用については、利用者の提示するガイドラインおよび使用条件に従うものとし、使用取り止めの要請があった場合は直ちに使用を中止します。

### 第13条 権利帰属

1. 対象物の所有権は当社または当社に権利を許諾した者（以下、「権利許諾者」という）に帰属します。
2. 本サービスおよび対象物に関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の権利（以下、「知的財産権」という）は、すべて当社または権利許諾者に帰属します。
3. 本サービスの個別契約は、当社または権利許諾者の知的財産権の使用許諾を意味するものではなく、利用者は、当社または権利許諾者の権利を侵害する恐れのある行為をしてはなりません。

### 第14条 変更の届出

1. 利用者は、以下のいずれかに該当する場合、当社に対して遅滞なく変更内容の届出を行うものとします。
  - (1) 住所または所在地を変更しようとするとき
  - (2) 商号または屋号を変更しようとするとき
  - (3) 代表者または事業主を変更しようとするとき
  - (4) 連絡先の電話番号またはメールアドレスを変更しようとするとき
  - (5) 決済方法や決済に必要な情報を変更しようとするとき
  - (6) 本サービスに関して窓口となる担当者およびその連絡先を変更しようとするとき
2. 前項の変更届出にあたり当社が利用者に対し必要書類の提出を求める場合、利用者は、すみやかに当該書類を当社に提出するものとします。

### 第15条 個人情報の取扱い

当社は、当社が定める「個人情報保護方針」（<https://jp.vcube.com/privacy>）および「情報セキュリティ基本方針」（<https://jp.vcube.com/isms/security>）の規定に則り、個人情報を適切に取扱いします。

## 第16条 秘密保持

1. 当社および利用者は、個別契約に関連し知り得た相手方の技術上および営業上、またはその他業務上の一切の情報のうち、相手方から秘密である旨を明示されて提供された情報（以下、「秘密情報」という）を厳密に保持し、事前の相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩してはならないものとし、
2. 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する情報については、秘密情報として取扱わないものとし、
  - (1) 開示時にすでに公知であった情報
  - (2) 開示時にすでに保有していた情報
  - (3) 開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報
  - (4) 開示を受けた後、秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
  - (5) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
3. 当社および利用者は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、個別契約の遂行以外の目的で使用してはならないものとし、
4. 第1項にかかわらず、当社は本サービスの再委託先または提携先に対して、業務上必要な範囲に限り、秘密情報を開示できるものとし、その場合、当社は当該開示先に対し、本条に定める秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとし、
5. 第1項にかかわらず、当社および利用者は、法令上開示が必要とされる場合、または関連専門家等（弁護士、公認会計士等、法令上秘密保持義務を負う者であって、かつ秘密情報を知得することが合理的に必要な者）に対し、秘密情報を開示できるものとし、

## 第17条 契約解除

1. 当社または利用者は、相手方が以下のいずれかに該当する場合、何らの催告なく個別契約を解除できるものとし、解除された相手方は当然に期限の利益を失うものとし、
  - (1) 本規約または個別契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても、その違反状態が解消されない場合
  - (2) 期限内に債務を履行せず、相当の期間を定めてその履行を催告しても履行がなされない場合
  - (3) 第三者より差押、仮差押、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申し立てがなされた場合
  - (4) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の手続申立を受け、または自ら申し立てた場合
  - (5) 手形、小切手を不渡りにする等、支払停止状態に陥った場合
  - (6) 公租公課の滞納処分等を受けた場合
  - (7) 監督官庁による営業許可の取消、営業停止等の処分があった場合
  - (8) 長期間連絡がとれない、または所在不明になった場合
  - (9) 契約を継続し難い著しい信用不安、重大な違反が認められる場合
2. 前項により個別契約を解除した場合、解除した当事者は相手方に生じた損害の賠償責任を負わず、また違約した相手方に対して損害賠償を請求できるものとし、

## 第18条 権利義務の譲渡禁止

利用者は、事前の書面による当社の承諾を得ることなく、個別契約に基づく地位、権利または義務を、第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保に供してはならないものとし、



## 第19条 不可抗力

天災事変、火災、テロ、暴動、法令の改廃制定、公権力による命令処分、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故、感染症の蔓延などの不可抗力、その他当社の責めに帰し得ない事由により、本サービスにおける業務の全部または一部の履行遅滞、履行不能ないし不完全履行を生じた場合、当社はその責任を負わないものとします。

## 第20条 損害賠償

当社および利用者は、本規約に違反しまたは自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合、相手方に直接かつ現実に発生した通常の損害（特別損害および逸失利益を含まない）に限り、賠償する責を負うものとします。

## 第21条 反社会的勢力の排除

1. 当社および利用者は、自己またはその役員および実質上経営に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、特殊知能暴力集団、その他これに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という）に該当せず、現在および将来にわたって反社会的勢力との関係を一切持たないこと、また自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為、脅迫行為、業務妨害行為、その他これに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。
2. 当社または利用者は、相手方が前項の表明保証に違反した場合、何らの通知または催告を要せず、個別契約の全部または一部について当然に期限の利益を失わせ、履行を停止し、または解除できるものとします。
3. 前項の規定により個別契約を解除した場合、解除した当事者は相手方に生じた損害の賠償責任を負わず、また違約した当事者に対して損害賠償を請求できるものとします。

## 第22条 紛争解決

1. 本規約に定めのない事項または解釈に疑義を生じた事項については、互いに誠意をもって協議し、その解決を図るものとします。
2. 本規約は日本法に準拠するものとし、本サービスに関する一切の紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2025年3月1日 最終改定

## 【別紙】

# 従量制プランご提供条件

本提供条件は、本サービスにおける従量制プランの利用条件を定めるものです。従量制プランの利用者（以下、「従量制利用者」という）は本提供条件に同意するものとします。

## 第1条 定義

本提供条件における用語の定義は以下のとおりとします。

- (1) 「IoT」とは、機器をネットワークにつないでデータを取得する仕組みをいいます。
- (2) 「人感センサー」とは、赤外線により人の動きを感知する機器をいいます。
- (3) 「ゲートウェイ機器」とは、人感センサーが取得したデータをサーバーに中継する機器をいいます。
- (4) 「IoT センサー」とは、当社が貸与する人感センサーおよびゲートウェイ機器の総称をいいます。
- (5) 「利用データ」とは、IoT センサーから取得した利用状況のデータをいいます。
- (6) 「クラウドサーバー」とは、利用データを管理するクラウド上のサーバーをいいます。
- (7) 「データ取得不能期間」とは、利用データを取得できなかった期間をいいます。

## 第2条 従量制プラン

1. 従量制プランでは、基本料金に加え、月々の利用時間に応じた利用料が発生します。
2. 当社は、対象物に設置した IoT センサーから取得した利用データを基に対象物の利用時間を割り出し、当該利用時間に応じた各月の利用料を算出します。
3. IoT センサーの自然故障やクラウドサーバーの障害等、当社の責に帰すべき事由により利用データが取得できなかった場合、データ取得不能期間の利用料は発生しません。
4. 従量制利用者による IoT センサーの取り外しや故障等、当社の責に帰し得ない事由により利用データが取得できなかった場合、データ取得不能期間の利用料については、1日あたり10,000円を該当する日数分請求します。

## 第3条 IoT センサー

1. 従量制利用者は、当社の貸与する IoT センサーを対象物に設置するものとします。
2. IoT センサーの設置は、「IoT センサー設置手順書」に従い、当社または従量制利用者自身で行うものとします。なお、当社による設置には別途設置費が発生する場合があります。
3. 人感センサーは、人の動きを感知できる角度で対象物のテーブル下に設置し、ゲートウェイ機器は、人感センサーから5m以内の距離に設置するものとします。
4. IoT センサー設置後、従量制利用者は IoT センサーの正常稼働を確認した上で、確認日を記載した設置完了報告書を当社に発行するものとし、当該報告書に記載している確認日の翌月1日から、従量制プランの料金が発生します。
5. 人感センサーは1年を目安にリチウムコイン電池の交換が必要です。電池残量が少なくなった時には、当社からメールで通知し、電池交換の手配をします。
6. 交換用の電池が郵送で届いた場合、従量制利用者にて電池交換を行うものとし、使い終わった電池は、設置場所の自治体ルールに従い処分するものとします。

#### 第4条 IoT センサーの保守管理

1. 従量制利用者は、IoT センサーが利用可能な状態が維持されるよう善良なる管理者の注意をもって使用および管理し、故障等が発生した場合は直ちにその旨を当社へ通知するものとします。
2. 利用データが一定期間取得できない場合、当社から従量制利用者へ連絡を行う場合があり、連絡を受けた従量制利用者はIoT センサーの状態確認および改善に協力するものとします。
3. 前項の状態確認および改善に正当な理由なくご協力いただけない場合、当社は従量制利用者に対し、データ取得不能期間について、1日あたり10,000円を該当する日数分請求いたします。
4. 当社がIoT センサーの交換が必要と判断した場合、従量制利用者は当社の指示に従い機器交換を行うものとします。
5. IoT センサーの保守・交換に要する費用は、IoT センサーの故障等が自然故障または経年劣化の場合には、当社が負担するものとし、当社の責に帰し得ない事由（通常使用による損耗を超えた損傷や汚損等を含む）による場合には、従量制利用者が負担するものとします。
6. 従量制利用者がIoT センサーを紛失（盗難を含む）もしくは滅失した場合、従量制利用者は当社が別途定める賠償金を支払うものとします。

#### 第5条 IoT センサーの返却

1. 従量制プランを解約した場合、従量制利用者は当社の指定する方法でIoT センサーを返却するものとし、返却にかかる費用は、従量制利用者が負担するものとします。
2. 前項において、解約日から30日以内にIoT センサーの返却がなされない場合、従量制利用者は、当社が別途定める違約金を当社に支払うものとします。

#### 第6条 免責

1. 従量制利用者は従量制プランの利用にあたり、下記の事項についてあらかじめ了承するものとします。
  - (1) IoT センサーの状態または利用環境によっては正確なデータが取得できない場合があります。
  - (2) IoT センサーに関するシステムの保守点検または更新を行う場合、一時的に利用データの取得ができない場合があります。
  - (3) IoT センサーの故障等またはIoT センサーに関するシステムの障害等が発生した場合、その期間は利用データの取得ができない場合があります。
  - (4) IoT センサーの通信には通信キャリアの回線を使用しているため、電波状況が悪い場合や回線の障害時には利用データの取得ができない場合があります。
  - (5) 当社は、その独自の裁量により従量制プランの提供を中断もしくは終了する場合があります。
2. 当社は、IoT センサーまたはその関連システムの利用ができないことにより、従量制利用者が被った損害について、本規約または本提供条件に明示的に規定する場合を除いて一切の責任を負いません。
3. 対象物の利用時間が、月平均20時間を下回る状態が発生する場合、当社は従量制利用者に対し、定額プランへの切り替えもしくは対象物の撤去を提案できるものとし、従量制利用者はそのどちらかを選択すべきものとします。
4. 当社の提携先の都合等により当社が従量制プランの提供を続けられなくなった場合、当社はすみやかにその旨を従量制利用者へ通知し、双方協議の上、定額プランへの切り替えまたは対象物の買い取り等の対応を決定するものとします。



## 第7条 禁止事項

従量制利用者は、従量制プランの利用に際し、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) IoTセンサーを破壊、汚損、滅失させる行為
- (2) IoTセンサーを改造、加工、分解、解析する行為
- (3) IoTセンサーを正当な理由なく取り外す行為
- (4) IoTセンサーを対象物以外で利用する行為
- (5) IoTセンサーを利用データ取得以外の目的で利用する行為
- (6) IoTセンサーを第三者に譲渡、転売、または転貸する行為
- (7) IoTセンサーの利用データ取得を妨害する行為
- (8) IoTセンサーの状態確認または改善を正当な理由なく拒む行為
- (9) IoTセンサーの設置、交換、返却を正当な理由なく拒む行為
- (10) IoTセンサーの設置、交換、返却を必要以上に遅延させる行為
- (11) クラウドサーバーへの不正な干渉または過度な負担を与える行為
- (12) 本規約および本提供条件に違反する行為

## 第8条 権利帰属

1. IoTセンサーの所有権は当社または権利許諾者に帰属します。
2. IoTセンサーに関する知的財産権はすべて当社または権利許諾者に帰属します。従量制利用者は、当社または権利許諾者の権利を侵害する恐れのある行為をしてはならないものとします。

以上